

大田原市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請要領

I 協力金の趣旨

新型コロナウイルスワクチンの効果的かつ効率的な接種を進めるため、個別接種促進に御協力いただいた診療所に対し「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金」（以下「協力金」といいます。）を支給します。

II 支給対象期間 ※個別接種を行った期間

- (1) 【第12期】令和5年5月1日（月曜日）から7月2日（日曜日）まで
- (2) 【第13期】令和5年7月3日（月曜日）から8月31日（木曜日）まで

III 支給要件及び支給額

市内に所在する診療所が、次の支給要件欄に該当する場合に、その支給額欄に記載する額を支給します。

なお、支給要件は、IIの支給対象期間ごとに判断します。

支給要件	支給額
週100回以上の個別接種を支給対象期間内に4週間以上行った場合 ※週100回以上の個別接種を行ったそれぞれの1週間において、少なくとも1日は、「時間外、夜間又は休日に接種体制を用意（時間外、夜間又は休日に自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合を含む）」していること	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して1回当たり2,000円

○接種回数について

上記接種回数には、個別接種のほか、次のA又はBに該当する職域接種を含みます。

（「確認フロー図」（7ページ）を参考にしてください。）

A 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業をいいます。）が、商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施する職域接種であって、接種対象者が中小企業の委託する外部の診療所（大学の附属病院を含みます。）に出向いて職域接種を受ける場合

B 大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」といいます。）が、接種対象者に所属の学生を含み、かつ、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすものとして実施する職域接種であって、接種対象者が大学等の委託する外部の診療所（大学の附属病院を含みます。）に出向いて職域接種を受ける場合

A又はBに該当する職域接種の回数を含んで申請しようとする場合は、事前に申請窓口を確認していただくことをお勧めします。

<留意事項>

- ・接種回数により算定することとし、予診のみの回数は含みません。
- ・1週間当たりの接種回数の算定は、当該週の月曜日から日曜日までとします。
※令和5年8月の最終週は、8月28日から8月31日までを1週間とみなして1週間当たりの接種回数を算定します。
- ・自治体の集団接種会場等へ医療従事者派遣を行って実施した接種については回数に含みません。

IV 申請要件

協力金の申請要件は、大田原市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員等に該当する代表者又は役員が、申請する診療所の経営に参画していないものとします。

V 申請手続き等

1 協力金に関するお問い合わせ先

大田原市健康政策課ワクチン接種推進係

（電話）0287-23-3152

※受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日、祝日を除きます。）

E mail : coronavaccine@city.ohawara.tochigi.jp

2 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

大田原市ホームページ又は担当課窓口で入手することができます。

3 申請書類

次の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請書類は返却しませんので、控えを保管してください。

申請書類		
1	申請書兼請求書（様式第1号）	大田原市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金支給申請書兼請求書
2	実績報告書（様式1）	新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書
3	振込先の通帳	「金融機関名」、「支店等名」、「種別」、「口座番号」、「口

	の写し	<p>座名義人（フリガナ）」が分かるもの</p> <p>※申請者本人の口座に限ります。法人の場合は当該法人の口座に限ります。</p> <p>※通帳の表紙裏側をコピーして添付してください。 （インターネットバンキングの場合、上記の情報が分かるサイトのページ等）</p> <p>※過去に申請したことがあり、口座に変更がない場合でも、申請受付期間ごとに提出してください。</p>
4	「時間外、夜間又は休日に接種体制を用意」したことを証する書類	<p>【時間（診療所の標榜する診療時間）外に接種体制を用意した場合（休診日を除く）】</p> <p>申請書兼請求書（様式第1号）の所定欄に診療時間（日曜～土曜）を記入してください。</p> <p>とちぎ医療情報ネット（https://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/）に掲載された診療時間と合っているかを確認してください。</p> <p>時間外の接種予約を受け入れていることが分かる資料（PDF データでも可）を提出してください。</p> <p>※診療所の予約サイト等を印刷したもの、診療所内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「時間外の接種予約可能な時間が明記された資料」</p> <p>※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。</p> <p>【夜間（18時以降に接種体制を用意した場合）】</p> <p>夜間の接種予約を受け入れていることが分かる資料（PDF データでも可）を提出してください。</p> <p>※診療所の予約サイト等を印刷したもの、診療所内での掲示物（掲示物の写真）や配布された案内、予約受付表（窓口や電話で受け付けた予約状況をまとめたもの）の写しなどで、「夜間の接種予約可能な時間が明記された資料」</p> <p>※被接種者の個人情報部分がある場合、黒塗り等してください。</p> <p>【休日（土日祝日）に接種体制を用意した場合】</p> <p>休日（土日祝日）に接種実績がある場合は、書類の提出は不要です。接種実績はないが接種体制の用意はした場合は、接種予約を受け入れていることが分かる資料（PDF データでも可）を提出してください。</p> <p>【時間外、夜間又は休日に自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合】</p>

		自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行った場合は、時間外、夜間又は休日に診療所で接種体制を用意したとみなします。「週 100 回以上の接種を行った週のうち少なくとも 1 日」において、時間外、夜間又は休日に医療従事者派遣を行ったこと分かる書類を提出してください。 ※各市町等との契約書などで、「派遣を行った日時が明記された資料」 ※診療所が介在しない医療従事者個人での集団接種会場等への参加については、対象になりません。
5	職域接種に関する実施報告	※本協力金に該当する職域接種のうち、中小企業が共同実施した職域接種を行った場合のみ提出してください。
6	大学拠点接種に係る地域貢献の認定に関する書類	文部科学省が交付する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）大学拠点接種における地域貢献の基準」に関する認定書類を送付してください。 ※本協力金に該当する職域接種のうち、大学等が実施する職域接種による接種回数を含めて申請する場合のみ提出してください。
7	申請連絡票（様式 2）（郵送申請用）	診療所名、申請担当者名、電話番号等を記入してください。 また、申請に関する要件等を確認し、各項目にチェックをしてください。

4 協力金の申請受付期間及び申請方法

(1) 申請受付期間

【第 1 2 期申請】

令和 5 年 7 月 3 日（月曜日）から令和 5 年 8 月 15 日（火曜日）まで

【第 1 3 期申請】

令和 5 年 9 月 1 日（金曜日）から令和 5 年 10 月 15 日（日曜日）まで

※申請はⅡの支給対象期間ごととなります。（それぞれ申請書類を提出してください。）

(2) 申請方法

① 窓口提出の場合

大田原市健康政策課ワクチン接種推進係へ提出してください。（土・日、祝日を除く）

② 郵送の場合

次の宛先まで郵送してください。

なお、該当する申請受付期間の最終日の消印があるものが有効です。

（宛先）〒324-8641

大田原市本町1-4-1

大田原市健康政策課ワクチン接種推進係宛て

※封筒表面に「新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金申請書類在中」とご記載ください。

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

※申請書類受付後、申請者に対し、受付及び申請内容確認のためのお電話をします。発送後、数日してもお電話がない場合は、申請窓口にお問い合わせください。

5 審査

申請書類を受理した後、VRS（ワクチン接種記録システム）により接種日ごとの接種回数を確認したり、「時間外、夜間又は休日に接種を用意していること」を確認する等、接種実績や請求額に誤りがないか審査を行います。この審査において、申請書類の修正や追加提出を求める場合や、申請者への聴取を行う場合があります。

6 支給の決定

申請書類の審査の結果、適正と認められる場合は協力金を支給します。支給は、申請書受理から概ね3週間後を予定しています。なお、申請書類不備の訂正や申請内容の確認などで期間を要する場合は、3週間を超える場合があります。

7 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知を発送します。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知を発送します。
- (3) 協力金を支給する旨の決定をしたあとで、支給されるべき協力金の額を超えて支給を受けた場合等に該当すると判断したときには、支給取消に関する通知を発送します。

VI その他

- 1 一度申請を行った後に、同一の支給対象期間に対して再度の申請を行う場合（当初の申請に接種回数を追加する場合、当初の申請で接種回数を実績より多く計上してしまった場合等）は、変更申請に係る書類（変更請求書及び変更申請説明書等）の提出が必要になりますので、申請窓口にお問い合わせください。

なお、変更申請に係る書類（接種回数を追加する場合）の提出期限は、変更のあつ

た支給対象期間の次期の申請受付期間の最終日まで（【第2期】の場合は令和5年12月15日まで）となります。

- 2 申請受付期間内に市に申請する意思がある旨伝えている等、特別な事情があると市が認めた場合については、遅延理由書の提出を求めた上で、申請受付期間後に申請を受け付けます。
- 3 協力金の支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、協力金の支給決定を取り消すとともに、協力金の返還を求めます。
- 4 協力金の支給について、市が必要と認める場合は、申請した診療所及び関係機関に対し、追加書類の提出を求め、事情聴取を行うことがあります。
- 5 大田原市は、申請書類に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- 6 協力金支出事務を適正に行うため、申請書類に記載された情報を関係市町及び関係機関に提供することがあります。
- 7 申請書類（原本又は写し）、支給に関する通知及び申請内容が確認できる書類（日毎の接種回数等）は、5年間保存してください。

<補足>

支給要件の「時間外、夜間又は休日」の考え方は次のとおりです。

- ・時間外とは、「診療所の標榜する診療時間以外の時間」です。
- ・夜間とは、「18時以降」です。（診療所の診療時間に関わりません）
- ・休日とは、「土・日・祝日のいずれか」です。（診療所の診療日に関わりません。）

※時間外、夜間、休日（土日祝日）のいずれか一つの要件に該当すれば支給要件を満たします。

個別接種促進協力金の対象となる職域接種確認フロー図

申請する医療機関が、次の確認フロー図の各項目に該当する職域接種を行っている場合は、個別接種の回数に、当該職域接種の回数を加えて申請することができます。

接種する医療機関
(申請医療機関)

中小企業や大学等から委託を受けた、当該企業・大学等の外部の診療所
※企業内診療所は対象となりません。

職域接種の種類

中小企業が、商工会議所、総合型健康保険組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同で実施する職域接種

※商工会議所等の構成員に大企業や独立行政法人が含まれていても対象となりますが、職域接種において大企業が中核となったり、大企業の従業員が多数にのぼるようなケースは対象となりません。

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が行う職域接種

接種対象者
※記載以外の方が含まれていても対象となります。

・中小企業の社員等

※中小企業等の従業員の家族が大企業の従業員だった場合や余ったワクチンを会員企業である大企業の従業員に接種した場合など、結果的に大企業の従業員が含まれていることをもって対象外とするものではありません。

・大学等の所属の学生

・「文部科学省が別に定める地域貢献の基準」(★)を満たすもの

★国からの通知があり次第お知らせします。

接種する場所

接種を行う診療所(申請診療所)内

※接種対象者が器量機関に出向いて接種を行うものが対象となります。

個別接種促進協力金に該当します。